

国民年金保険料 免除・猶予制度 のお知らせ

令和3年度分の受付は
7月からです！

国民年金は、老後や万が一の時に大きな支えとなります。保険料の納め忘れが続くと将来の老齢基礎年金、障がいや死亡といった不測の事態が生じたときに「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」を受け取ることが出来ない場合があります。保険料は納付期限までに納めましょう。

保険料の納付が難しいとき

国民年金1号の保険者は、毎月の保険料を翌月の末日までに納めていただくことになっています。しかし、収入の減少や失業により、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、「保険料免除制度」や「納付猶予制度」の手続きを行ってください。

免除される額

全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。猶予制度は、50歳未満で学生以外の方が対象です。在学中の学生は、「学生納付特例制度」があります。

◎保険料の免除や納付猶予が承認された期間は、年金の受給資格期間に算入されます。ただし、保険料を全額納めた時に比べて将来受け取る年金額は少なくなります。

◎受給する年金額を増やすには、保険料免除や納付猶予になった保険料を後から納める（追納する）ことができます。

免除申請の受付

7月1日（木）から令和3年度分の免除・猶予の申請受付が始まります。免除対象期間は、令和3年7月分から令和4年6月分までです。過去分は、申請書が受理された月から2年1ヵ月前まで遡って申請することができます。

申請に必要な物

- ・マイナンバーまたは基礎年金番号がわかる書類
- ・離職した場合は、離職票、雇用保険受給資格証



問合せ先

役場税務住民課

☎ 75-4118

日本年金機構 鳥取年金事務所

☎ 0857-27-8311